

議案第 6 号

飯能市の市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例（案）

第1条 飯能市の市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例（昭和44年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の215」を「100分の225」に改める。

第2条 飯能市の市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の225」を「100分の220」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の飯能市の市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の飯能市の市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

令和4年11月25日提出

飯能市長 新井重治

飯能市の市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料の月額及びその給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の225</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料の月額及びその給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の215</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p>

飯能市の市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料の月額及びその給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の220</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料の月額及びその給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の225</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p>